

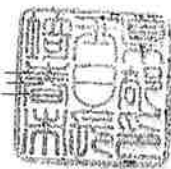
春日部市告示第 512 号

春日部市屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定について

春日部市屋外広告物条例（平成 26 年条例第 30 号）第 4 条第 4 号の規定により禁止地域を次のとおり指定したので、第 32 条により告示する。

平成 27 年 12 月 9 日

春日部市長 石川 良



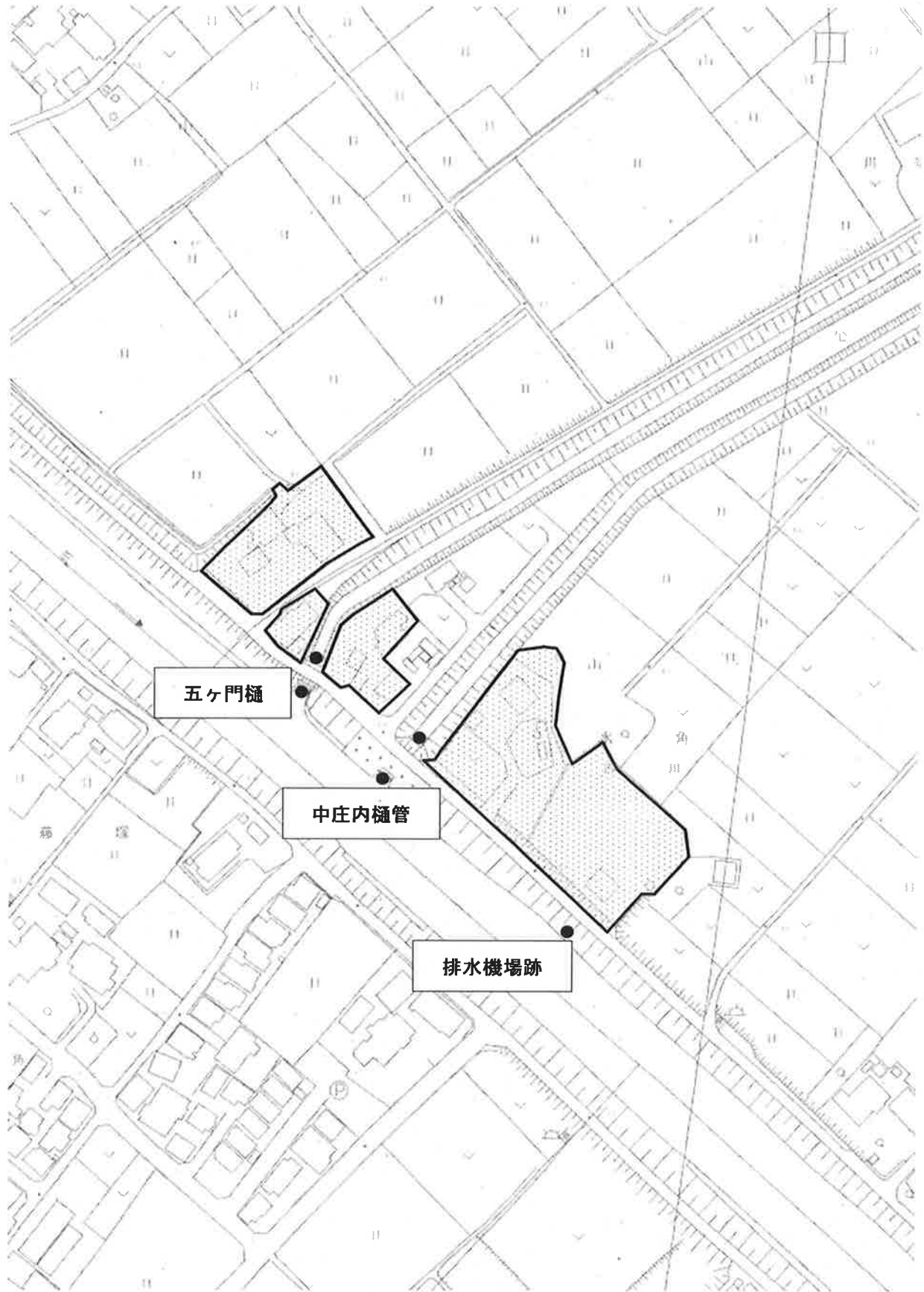
1. 指定した禁止地域

別図に示す五ヶ門樋付中庄内樋管 1 基、排水機場跡 1 基の周囲の地域

附 則

この告示は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

別図 五ヶ門樋付中庄内樋管1基、排水機場跡1基の周囲の地域



第4条第4号の規定により、市長が指定する地域